明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕　二

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（九九）　二

〔告　示〕　三

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務三九七）　三

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一五）　三

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一六）　三

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一七）　三

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一五七一）　三

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一五七二）　四

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一五七三）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五七四～一五八三）　四

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（特許庁一六）　六

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二〇二～二〇五）　六

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二〇六）　七

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二〇七）　七

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二〇八）　八

○浄化槽の型式の認定を更新した件（東北地方整備局一五〇）　八

○道路に関する件（中部地方整備局一一七）　八

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局二一七、二一八）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕　八

内閣法制局　国家公安委員会　警察庁　八

公害等調整委員会　法務省　埼玉県　九

福岡県　鹿児島県　名古屋市　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕　九

法　務　九

公証人任免（法務省）　九

〔資　料〕　一〇

機械受注統計調査報告（平成二十三年六月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕　一〇

諸　事　項　一〇

官庁

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇

会社その他

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一二

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（法律第九九号）（環境省）

1　趣旨

この法律は、国が被害を受けた市町村に代わって東日本大震災により生じた災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるものとすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災により生じた廃棄物をいうこととした。（第二条関係）

3　国の責務

国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有することとした。（第三条関係）

4　国による災害廃棄物の処理の代行

㈠　環境大臣は、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、かつ、次の事項を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の処理を行うものとすることとした。（第四条第一項関係）

(1)　当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制

(2)　当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

(3)　当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性

㈡　環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、㈠による災害廃棄物の処理を行うものとすることとした。（第四条第二項関係）

㈢　環境大臣は、㈠により災害廃棄物の処理を行う場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができることとした。（第四条第三項関係）